

○官製談合事件にかかるその後の大分市の対応について

【終了を決定してすでに実施しているもの】

	特別な配慮の概要	具体的な内容	令和7年度からの対応
1	条例第4条に基づく「就労対策」としての「随意契約」の発注 ※条例:大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例	運動体やその支部長が運営又は関与する事業所に対し、条例に定める「就労対策」として、仕事を随意契約により発注してきた。	<ul style="list-style-type: none"> R7.4.1以降、「緊急性・特殊性」があるもの以外は随意契約による発注をやめ、業務をエリアや内容等でまとめて入札とした。 緊急性・特殊性の判断は慎重に行うとともに、発注先は公正・均等に決定する。 全ての入札について、事前に予定価格を公表する。また、理由により随意契約とする場合も同様とする。 全部局長で構成する「部局長会議」及び関係部長が選出した参事級職員等からなる「契約事務検討PT」を設置し、上記変更に伴う課題収集とその対応の検討、情報共有等を行っている。
2	条例第4条に基づく「就労対策」として指名競争入札における配慮	指名競争入札において、選定の際、条例に定める「就労対策」として、運動体やその支部長が運営又は関与する事業所に配慮することがあった。	<ul style="list-style-type: none"> 登録事業者によって指名が偏ることのないよう、指名実績により公平・公正に行う。 予定価格の事前公表及び部局長会議等での対応は、上記と同じ。
3	部落解放同盟が発行する「解放新聞」及び、雑誌「部落解放」の購入	部落解放同盟が発行している新聞・雑誌を、市の管理職の親睦会のほか、小中学校の校長会において、一定数を一括して購入していた。	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年5月から、親睦会等での一括購入をやめ、希望する職員が個人で購入する形に改めた。 人権尊重推進課及び人権教育推進課においては、資料として必要数を購入する。
4	人権に関する相談業務を部落解放同盟の支部長に委託	人権に関する相談業務を部落解放同盟の支部長に委託し、地域等の住民からの相談に対応していた。	R7年度から支部長への業務委託をやめ、当面は市職員が対応する。

【今後速やかに実施するもの(対応方針決定済)】

	特別な配慮の概要	具体的な内容	令和7年度からの対応
1	人権に関する相談業務を委託していた、部落解放同盟の支部長への相談	<p>事業実施にあたり、事前に部落解放同盟の支部長に相談し、その意向を聴取していた。</p> <p>(事業等の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市職員を対象とした「人権・同和問題研修」(年3回)の外部講師の選定 等 人権に関する講演会等の内容 等 人権啓発の、ポスターや横断幕、市報掲載内容 等 人権に関する研修方針及び研修計画 	関係課と協議しつつ、担当課において主体的に決定する。
2	「同和対策事業特別措置法」失効後における同和対策事業の継続	<p>「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年に失効した後も、本市独自の取組として下記の措置を継続していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の減免 幼児教育・保育施設の保育料の減免 改良・改善住宅以外の市営住宅への優先的な入居 	同和対象地域の住民を理由とする措置は行わない。 (市営住宅の随時募集の部屋は除く)
3	部落解放同盟及び全日本同和会主催の研修会等への参加	<p>部落解放同盟が行う各種研修会に対し、本市職員等を派遣し、負担金及び旅費を支出している。</p> <p>(西日本夏期講座、全国集会、人権啓発研究集会、全日本九州連合会研修会 等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる差別の解消推進の観点から、参加する研修及び派遣人数を減らす方向で精査する。 精査中である本年度はすべての派遣を行わない。
4	保育所への入所	特定の保育所において、対象児童を通常の入所選考を経ずに入所させてきた。	他の利用申込者と同様に入所選考を行う方向で検討中